

第5章 緑の公共事業の推進

1 緑の公共事業の趣旨

森林をはじめとする「緑」は、いのちを育み、温暖化防止など地球環境の保全に不可欠な貴重な財産ですが、これらは、人の手が入って適切に管理されることでそのすばらしい機能を発揮します。しかしながら、例えば、府域の75%を占め「緑」の代表的な存在である森林は、木材価格の低迷等を背景に荒廃等が進みつつあり、従来の対策だけで守っていくことが非常に難しくなっています。

府では、緑の代表である森林を保全整備することは、地球環境の保全や子供たちの未来を育む基盤づくりとして公共事業の名にふさわしいと考え、放置森林の整備や府内産木材の利用促進、森林整備を通じた雇用の確保などを、緑の公共事業として積極的に進めています。

2 緑の公共事業アクションプランの策定

府民とともに緑の公共事業を進めるにあたって、緊急的・重点的に取り組んでいく施策を明らかにする必要があるため、外部の有識者や現場の実務者等の意見をお聞きしながら、14年12月と15年12月に、緑の公共事業アクションプランを策定しています。

3 緑の公共事業アクションプランに基づく施策の実施

府民ぐるみで緑を守る仕組みづくりの推進

森林を核とした環境保全の取組である「モデルフォレスト」の理念に沿って、府民参加で森林や水環境を保全していく取組を促進します。また、森を愛し緑を守る京都独自の取組として森林を守る条例などの検討を進めます。

放置森林等の緊急的な保全・整備

管理が不十分な府内の育成林3.9万ha（地域森林計画ベース）について、地球温暖化防止など環境保全政策の視点から計画的に針葉樹と広葉樹が適度に混在した森林に移行させることとし、放置森林等のうち水源の森など緊急性・公益性の高いところについて、モデル的な整備を進めています。また、市町村が計画的に進める放置森林・放置竹林等の整備を引き続き促進します。

さらに、世界文化遺産の後背林整備など京都の文化振興に貢献する森づくりを進めています。

木質資源の積極的な活用

公共事業を中心とした府内産木材の利用指針を策定し、学校机等の木質化を推進するほか、河川工事等で間伐材の積極的な利用を進めています。また、産学公連携を強化し、間伐材加工等に係る府内の大学の研究成果を木製ガードレールなどの新製品開発につなげるとともに、ウッドマイレージの考え方を付加した府内産木材認証制度を創設するなど、京都の木の文化を振興します。

（注） ウッドマイレージとは

木材輸送過程のエネルギー消費を少なくし環境にやさしい木の利用を促進するため、木材産地からの輸送距離に当該木材の材積を乗じて得られる指数。

輸送過程の二酸化炭素排出量に着目した、ウッドマイレージCO₂など複数の指標がある。